

議第41号

京都市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
の制定について

京都市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに制定する。

平成20年 2月29日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
京都市介護保険条例の一部を改正する条例（平成18年 3月27日京都市条例
第151号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の前の見出しを削り，同項を次のように改める。

（平成 2 0 年度における保険料率の特例）

- 3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一
部を改正する政令（平成18年政令第28号）附則第 4 条第 1 項第 5 号又は第
6 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者（介護保険法第 9 条第 1 号に規
定する第 1 号被保険者で，次の各号のいずれかに該当するものをいう。）
の平成20年度の保険料率は，改正後の条例第 4 条の規定にかかわらず，次
の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に掲げる額とする。
- (1) 改正後の条例第 4 条第 4 号に該当する者で，地方税法等の一部を改
正する法律（平成17年法律第 5 号）の規定による改正前の地方税法第
295条第 1 項の規定（以下「改正前の規定」という。）の適用があるもの
とした場合に改正後の条例第 4 条第 1 号に該当するもの 45,696円
 - (2) 改正後の条例第 4 条第 4 号に該当する者で，改正前の規定の適用があ
るものとした場合に同条第 2 号又は第 3 号に該当するもの 51,408円
 - (3) 改正後の条例第 4 条第 5 号に該当する者で，改正前の規定の適用があ

るものとした場合に同条第1号に該当するもの 57,120円

附則第4項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市介護保険条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第151号）の規定は、平成20年度分の保険料から適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部改正に伴い、第1号被保険者の一部の者について、平成20年度の保険料率を引き下げる必要があるので提案する。